

中国『個人情報保護法』が近日公布

『中華人民共和国個人情報保護法』草案が近日公布予定である。専門家の話によると、この法規の公布は、今後、情報の漏洩は刑事責任を負うことになる可能性があることを意味する。専門家は、当該法規が正式公布されるのは「時間の問題だ」と予測している。

『個人情報保護法』が規定する保護範囲は、単に公民個人のプライバシーのみではない。当該法規草案からみれば、『個人情報保護法』で規定する個人情報に該当する範囲は、プライバシーよりも広がっている。例えば、個人の携帯番号、自宅住所、カルテ、就労状況などの個人情報は、プライバシーとまではいかないかもしれないが、今回の法規が定める保護の範囲に該当することになる。また、公共の場所に無断で隠しカメラを設置してよいかなど、盗撮行為をいかに定義するか等についても、この法規は規範を設けている。

現行法によると、他人の名誉を毀損する行為は民事責任を問われるに過ぎず、相手方に法廷まで持ち込まなければ民事責任を問われないのが一般的である。『個人情報保護法』草案の内容からみれば、他人の個人情報の侵害行為は、行政責任、民事責任、または刑事責任のいずれかを負うことになるであろう。

2005.1.19 『北京晨報』より

技術契約紛争事件の審理に関する司法解釈が公布される

最高人民法院は、『技術契約紛争案件の審理の法適用における若干問題に関する解釈』を公布した。当該『解釈』は、合わせて六つの部分と四十七条からなり、二〇〇五年一月一日より施行するものである。

当該『解釈』は、主に、人民法院が技術開発契約や技術譲渡契約、技術情報提供契約、技術サービス契約等に係る紛争事件審理する上での法適用問題について解釈している他、さらに技術契約紛争の関連手続の問題をも明確にしている。『解釈』は、技術契約案件の担当管轄を引き上げ、こういった類の案件は原則的に中級人民法院の管轄に帰属すべきものと定めている。

2005.1.6 『中国知識産権網』より

モトローラ「V80」型携帯が権利侵害で告訴され、

原告が損害賠償 34 万元を主張

モトローラ社の「V80」型携帯電話は自らの発明の盗作であると主張し、北京市民の朱占新氏は、モトローラ社及び当該携帯電話の販売代理店である「大中電器」を相手取って提訴し、34 万元の損害賠償を請求している。2005 年 1 月 12 日、北京市第一中級人民法院は正式にこの事件を受理した。

今年で 53 歳になる朱占新氏は北京市民であり、普段より“小さな発明”をするのが趣味である。本人の話によると、2001 年 8 月 8 日に、彼は中国特許局に「表示パネル回転可能型携帯電話」と称する発明について特許出願した。2004 年 11 月 24 日、出願番号 01124035.0 のこの特許は中国特許局より特許証書を交付されている。

ところが、朱占新氏はその後、北京の大中電器チェーン店で販売しているモトローラ「V80」型携帯電話がちょうど自分の特許とほぼ同一の回転型表示パネルを使用していることを発見した。

これを理由に、彼はモトローラ（中国）電子有限公司及び北京の大中電器チェーン店に対し、当該携帯電話の製造、販売を停止し、「謝罪広告による影響の除去（自らの信頼の回復）と、30 万元の損失と訴訟に係る諸費用 4 万元の賠償」を請求した。

2005.01.19 『中国知識産権報』より

華為社が 2004 年度特許出願件数 2000 件強で国内トップ

華為（HUAWEI）社の 2004 年における特許出願件数は 2000 件余りに達し、国内トップとなった。

現在、華為社では、1 万人を超える従業員が研究開発に携わっており、米国やスウェーデン、インド、ロシアにおいても研究所を開設している。同社知的財産部部長代理の陳緒新氏の話によると、華為社はこれまでに 6000 件以上の特許を出願しており、その中で権利取得済のものは 1028 件あり、主に無線、オプティカルネットワーク、データ通信などの分野に集中している。欧米等の先進国における特許出願件数は累計 400 件余りとなっている。

2005.1.19 『中国知識産権報』より

中国初、商標スーパーの創始者が「薩達姆」を商標として出願

中国工商行政管理総局商標局は、「薩達姆（サダム・フセイン元大統領の中国語表記）」を図形商標として提出する出願を受領した。出願人は温州三木商

標事務所の責任者林木良氏である。彼は「薩達姆」がひげをぼうぼうと生やしている姿を図形商標として出願した。林木良氏は 2000 件余りの商標を有しており、全国初の商標スーパーを創設した。

林木良氏は、もし最終的にこの商標の登録に成功すれば、商標の譲渡価格は 2500 万米ドル(2 億人民元以上に相当)と、米国がフセイン元大統領に対して掛けた懸賞金と同額値をつけたいと言っている。林木良氏は自らの商標図案に自信満々である。林木良氏は二年前に「拉登(ビンラディンの中国語表記)」の肖像を同様の方式で商標登録をしようとしていたが、最終的には断念している。

林木良氏は、「薩達姆」という微妙な三文字を避けるために、願書の「商標の説明」という欄に「コンピュータ合成図形」と記述した、とメディア側に説明している。これは、その肖像画が想像で作られたものであって、何らの実在する原本もないということを意味している。だが、最終的な商標名称については、林木良本人もまだ決定していない。



左側のこの「肖像商標」はフセイン元大統領が逮捕された後に発表された写真を原本として、コンピュータで簡単に加工して作成したものである。

これに対して、中国工商行政管理総局の関係者は、林木良の行動には冷や水をかけるような態度を示している。彼は、以前「莱温斯基(モニカ・ルインスキー)」で商標登録をしようとした者もいたが、最後には登録はできなかったという例を挙げた。上記フセイン商標出願は現在審査中である。

2005.01.19 『新華網』より

中国、2004 年度知的財産権侵害事件「トップ 10」を公布

中国国家知的財産権保護グループ弁公室は、2005年1月11日、2004年度知的財産権侵害事件「トップ10」を公布した。

この「トップ10」は、以下の通り。広州市雅詩蘭黛（エスティローダー）化粧品有限公司による登録商標権侵害事件、深セン温鴻家私実業公司及び宏輝皮具廠による「路易威登（ルイ・ヴィトン）」登録商標模倣事件、深セン東莞のグループによる米国思科技術社（シスコシステムズ）登録商標模倣事件、上海松江区の一拠点における「阿迪達ス（アディダス）」登録商標模倣事件、揚州蘇鱶服飾公司による登録商標「鱶魚（ラコステ）」模倣事件、南京“9月26日”大規模著作権侵害海賊版ディスク事件、Guthrie（顧然地）犯罪グループによる違法複製品の国内外販売事件、遼寧省“7月15日”大規模海賊版ディスク事件、北京中新聯公司及び天津民族光盤公司によるマイクロソフト社製品海賊版生産事件、宜賓絲麗雅公司による特許権主張事件。

2005.01.12 『中国法院網』より